

生駒市市民自治検討委員会地域コミュニティ部会（第2回）検討結果

<p>(1) 計画策定段階の原則 (条例案及び条例解説案)</p>	<p>【基本構想】 ●市は、重要なまちづくり施策の意思決定、実施、評価を行う場合は、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表する旨を規定する。</p> <p>【条例原案】 (計画策定段階の原則) 市は、市の将来や市民生活に関係する重要なまちづくりの施策の決定、実施及び評価に当たっては、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表するものとする。</p> <p>【条例案】 市は、市の将来や市民生活に関係する重要なまちづくりの施策の決定、実施及び評価に当たっては、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表するものとする。</p> <p>【条例解説原案】 重要なまちづくり施策の意思決定、実施、評価を行う場合は、広く市民の意見を求め、市の考え方を公表するという規定です。これは、市の附属機関等における委員の公募、アンケートやパブリックコメントの実施を示しています。 なお、対象となる市の基本的な政策等の内容、意見聴取の時期や方法等は別に条例で定めています。 【平成19年12月25日条例第25号生駒市パブリックコメント手続条例】 (目的) 第1条 この条例は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、政策等を策定する過程において市民に説明する責務を果たすとともに、市民の市政への参加を促進し、もって行政運営における公正の確保と透明性の向上に資することを目的とする。</p> <p>【条例解説案】 重要なまちづくり施策の意思決定、実施、評価を行う場合は、広く市民の意見を求め、市の考え方を公表するという規定です。これは、市の附属機関等における委員の公募、アンケートやパブリックコメントの実施を示しています。 なお、対象となる市の基本的な政策等の内容、意見聴取の時期や方法等は別に条例で定めています。 【平成19年12月25日条例第25号生駒市パブリックコメント手続条例】 (目的) 第1条 この条例は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、政策等を策定する過程において市民に説明する責務を果たすとともに、市民の市政への参加を促進し、もって行政運営における公正の確保と透明性の向上に資することを目的とする。</p>
<p>(2) 計画策定手続き (条例案及び条例解説案)</p>	<p>【基本構想】 ●計画策定段階における市民への意見聴取の方法として意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度やアンケート調査、公聴会等の方法によることとともに、提示された意見に対する回答及び公表すべき原則を規定する。</p> <p>【条例原案】 (計画策定手続き) 市民に意見を求めるときは、意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度やアンケート調査の実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、公表しなければならない。</p>

	<p>【条例案】 (計画策定手続き) 市民に意見を求めるときは、意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度やアンケート調査の実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、公表しなければならない。</p> <p>【条例解説原案】 市民に意見を求める際の意見聴取の方法や提示された意見に対する市の回答及び公表原則を規定しています。 なお、意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度による場合については、生駒市パブリックコメント手続き条例によることとなります。</p> <p>【条例解説案】 市民に意見を求める際の意見聴取の方法や提示された意見に対する市の回答及び公表原則を規定しています。 なお、意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度による場合については、生駒市パブリックコメント手続き条例によることとなります。</p>
(3) 審議会等への参加・公開 (条例案及び条例解説案)	<p>【基本構想】 ●市が設置する審議会等の委員の選任に当たっては、地域、性別、年齢、国籍等に配慮すること及び原則として市民公募委員を設けることを規定する。 ●審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならないことを規定する。</p> <p>【条例原案】 (審議会等) 市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、地域、性別、年齢、国籍等に配慮するとともに、原則としてその一部を市民から公募しなければならない。 2 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。</p> <p>【条例案】 (審議会等) 市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、地域、性別、年齢、国籍等に配慮するとともに、原則として公募の委員を加えなければならない。 2 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。</p> <p>【条例解説原案】 審議会等委員の選任について、地域や性別、年齢、国籍等への配慮及び原則として市民公募委員を設けることを規定しています。 審議会は、原則公開するとともに、その会議録も公開することとしています。 平成20年4月1日から附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針を施行しており、委員の公募に当たっては同指針に基づく附属機関等の委</p>

	<p>員の公募に関する基準によるとともに、会議等については、附属機関等の会議の公開に関する基準により運用しています。</p> <p>【附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針】</p> <p>(委員の公募)</p> <p>第6条 委員の選任に当たっては、市民参加の推進を図るため、公募による委員の選任枠を設けるものとする。ただし、その設置目的、審議内容等から公募が適当でない場合は、この限りでない。</p> <p>2 公募により委員を選任する場合は、その選任方法に公平、公正を期すとともに、応募者の意欲、知識等を考慮し、選考するものとする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、委員の公募に関する取扱いの基準は、別に定める。</p> <p>(会議の公開等)</p> <p>第7条 附属機関等は、会議の開催の周知、会議の公開、会議結果の公表等に努めるものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、附属機関等の会議の公開等に関する取扱いの基準は、別に定める。</p> <p>3 附属機関等は、市民からの意見募集、公聴会の開催等の方法により、市民の意向が反映されるよう努めるものとする。</p> <p>【条例解説案】</p> <p>審議会等委員の選任について、地域や性別、年齢、国籍等への配慮及び原則として市民公募委員を設けることを規定しています。</p> <p>審議会は、原則公開するとともに、その会議録も公開することとしています。</p> <p>平成20年4月1日から附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針を施行しており、委員の公募に当たっては同指針に基づく附属機関等の委員の公募に関する基準によるとともに、会議等については、附属機関等の会議の公開に関する基準により運用しています。</p> <p>【附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針】</p> <p>(委員の公募)</p> <p>第6条 委員の選任に当たっては、市民参加の推進を図るため、公募による委員の選任枠を設けるものとする。ただし、その設置目的、審議内容等から公募が適当でない場合は、この限りでない。</p> <p>2 公募により委員を選任する場合は、その選任方法に公平、公正を期すとともに、応募者の意欲、知識等を考慮し、選考するものとする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、委員の公募に関する取扱いの基準は、別に定める。</p> <p>(会議の公開等)</p> <p>第7条 附属機関等は、会議の開催の周知、会議の公開、会議結果の公表等に努めるものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、附属機関等の会議の公開等に関する取扱いの基準は、別に定める。</p> <p>3 附属機関等は、市民からの意見募集、公聴会の開催等の方法により、市民の意向が反映されるよう努めるものとする。</p>
<p>(4) 市民自治定義・原則 (条例案及び条例解説案)</p>	<p>【基本構想】</p> <p>●市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動であることを規定する。</p> <p>●市民自治活動の主体は、自治会やボランティア、NPO等の市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者とともに、まちづくり活動に積極的に参加する個人も含まれることを規定する。</p>

【条例原案】

(市民自治の定義)

市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。

2 市民自治活動の主体は、自治会をはじめ、ボランティア、NPO等の市民活動団体、地域の良好な生活環境づくりに貢献する事業者などのほか、まちづくり活動に積極的に参加する個人も含まれるものとする。

【条例案】

(市民自治の定義)

市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。

2 市民自治活動の主体は、自治会をはじめ、ボランティア、NPO等の市民活動団体及び事業者並びに個人も含まれるものとする。

【条例解説原案】

●市民自治の概念が一般的に定着していないため、定義を設けました。各地の自治体の事例では、コミュニティという表現を用いているところもありますが、より具体的な日本語表現で共同体意識の形成が可能な一定の地域における市民主体のまちづくり活動としています。

●市民自治の活動主体は、地縁系団体である自治会やテーマ系団体のボランティア、NPOなどとともに、まちづくり活動に積極的に参加する個人も含まれるとした規定です。行政だけでは解決できない地域の課題などについて、当該地域に関わる様々な活動主体がそれぞれの役割や自主性を尊重しあいながらまちづくりを行うことを示しています。

【条例解説案】

●市民自治の概念が一般的に定着していないため、定義を設けました。各地の自治体の事例では、コミュニティという表現を用いているところもありますが、より具体的な日本語表現で共同体意識の形成が可能な一定の地域における市民主体のまちづくり活動としています。

●市民自治の活動主体は、地縁系団体である自治会やテーマ系団体のボランティア、NPOなどとともに、個人も含まれるとした規定です。行政だけでは解決できない地域の課題などについて、当該地域に関わる様々な活動主体がそれぞれの役割や自主性を尊重しあいながらまちづくりを行うことを示しています。